

# 官報

号外 昭和二十三年二月二十二日

## ○第二回参議院會議録第十三号

昭和二十三年二月二十一日(土曜日)午後四時十八分開議

### 議事日程 第十一号

昭和二十三年二月二十一日

午後一時開議

#### 第一 内閣総理大臣の指名

○副議長(松本治一郎君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る三日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

連絡調整中央事務局長 山田 久就君  
 副事務局長 木村四郎七君  
 同 石黒 四郎君  
 同 成田勝四郎君

新聞出版用紙担当事務局長 郡 祐一君  
 全国選管管理委員事務局長 島津 久大君  
 同 外務事務官 倭島 英二君  
 同 千葉 皓君

去る五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検査所の増設に關し承認を求めの件  
同日内閣総理大臣から左の者を第二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

連絡調整中央事務局長 山田 久就君  
 副事務局長 木村四郎七君  
 同 石黒 四郎君  
 同 成田勝四郎君

新聞出版用紙担当事務局長 郡 祐一君  
 全国選管管理委員事務局長 島津 久大君  
 同 外務事務官 倭島 英二君  
 同 千葉 皓君

同日内閣総理大臣から左の者を第二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

外務事務官 下田 武三君  
去る六日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を厚生委員会に付託した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検査所の増設に關し承認を求めの件  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

復興金融庫法の一部を改正する法律案  
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日議員から左の質問主意書を出した。

小、中学校職員に關する質問主意書 (小川友三君提出)  
政府印刷局ストに關する質問主意書 (小川友三君提出)

去る四日予算委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。

一、事件の名称 予算編成方針に關する調査  
一、調査の目的 予算案に参議院の意思を反映せしむるため、提出を予定される予算案に關し事前に調査研究する。

一、利益 予算編成に際し、参議院を通じて國民の意思を織り込むと共に、予算案の審査を円滑に進捗せしめる利益がある。

一、方法 関係官廳から意見を聴取する外必要に應じ実地の調査、資料の蒐集等を行う。

一、期間 第二回国会開会中右本委員会の決議を経て参議院規則第三十四條第二項により要求する。  
昭和二十三年二月四日  
予算委員長 櫻内 辰郎  
参議院議長 松平 恒雄殿

去る五日國土計画委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。

一、事件の名称 治水、利水、各種港湾、道路、開拓、開墾、戦災復興、国立公園其の他一般國土計画に關する調査

一、調査の目的 食糧生産、民生産業の振興、災害の復旧を最も効果的ならしめるための國土計画を樹立する。

一、利益 縮少せられたる國土において我が國政治、經濟、産業、文化の基盤たる民生の安定を計る基礎となる。

一、方法 関係官からの説明聴取、資料の蒐集或は必要に應じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。  
昭和二十三年二月五日  
國土計画委員長 赤木 正雄  
参議院議長 松平 恒雄殿

去る六日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員小川友三君提出乳牛牧場國営に關する質問に対する答弁書  
参議院議員小川友三君提出國家公務員に対する配給に關する質問に対する答弁書  
参議院議員小川友三君提出都市農村配給差に關する質問に対する答弁書  
参議院議員小川友三君提出所得税課税方針に關する質問に対する答弁書  
参議院議員小川友三君提出塩配給に關する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出古物商業人同志の取引に關する質問に対する答弁書  
参議院議員小川友三君提出中古衣類の査定額決定後に關する質問に対する答弁書  
参議院議員小川友三君提出賣渡私製証書と質権登記簿地に關する質問に対する答弁書

去る六日委員長から提出した左の調査承認要求書に対し、議長は、去る十二日これを承認した。

復興金融庫の機構及び業務内容に關する調査承認要求書  
一、事件の名称 復興金融庫の機構及び業務内容に關する調査  
一、調査の目的 復興金融庫の運営の適正を期するため必要な調査を行う。

一、利益 復興金融庫の資金が適正に融資され且これが実効を挙げることと密關する。

一、方法 政府の説明聴取、資料の要求、貸付状況及び貸付先の調査その他を行う。

一、期間 昭和二十三年二月六日より昭和二十三年四月三十日まで  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。  
昭和二十三年二月六日  
財政及び金融委員長 黒田 英雄  
参議院議長 松平 恒雄殿

去る十日議員から左の議案を提出した。  
人身保護法案(付議者君議案)  
去る十二日左の質問主意書を内閣に轉送した。

青酸加里取締強化に関する質問主意書(小川友三君提出)  
教職員適格審査についての質問主意書(北條秀一君提出)  
去る十三日議長は左の議員提出案を司法委員会に付託した。  
人身保護法案(伊藤修君発議)  
去る十六日第一回文書表記載の請願書を左の委員会に付託した。

- 第二十三号 地方財政の自主性強化樹立に関する請願書
- 第四十四号 地方議会で創設した独立税の許可に関する請願書
- 第五十二号 地方財政の確立に関する請願書
- 第五十三号 地方自治体の起債許可促進に関する請願書
- 第五十四号 入場税全額地方分與税繰入れに関する請願書
- 第五十八号 料理飲食営業の再開に関する請願書
- 第七十二号 駅構内食堂の外食券指定を立派弁当に準ずる取扱とすることに關する請願書
- 國土計画委員会
- 第四号 郡中港修築工事繼續促進に關する請願書
- 第十一号 大谷川外二河川砂防工事施行に關する請願書
- 第十二号 会津川外一河川の砂防工事施行に關する請願書
- 第十三号 白山地方開發及び手取川流域改修に關する請願書
- 第四十二号 風ヶ關港修築に關する請願書
- 第四十三号 利根川根本治山治水工事の起工促進に關する請願書

第五十一号 各種河川の改良並びに砂防工事促進に關する請願書  
第五十五号 水害復旧費の全額國庫補助並びに復旧資材の割當に關する請願書  
第五十六号 水害復旧事業費の起債に關する請願書  
第五十九号 東國分村の堤防復旧に關する請願書  
第六十四号 黒部川改修工事促進に關する請願書  
第六十六号 身馴、天神兩川の砂防工事並びに改修工事に関する請願書  
第七十号 南会津街道開通促進に關する請願書  
第七十三号 大里郡東部地域の水害対策に關する請願書  
司法委員会

- 第三十四号 仙台高等裁判所郡山支部設置に關する請願書
- 第十四号 理学関係学会補助に關する請願書
- 第十九号 國立廣島綜合大學設立に關する請願書
- 第三十七号 女子の新制大學に二年制を認むることに關する請願書
- 第四十五号 國立岡山綜合大學設立に關する請願書
- 第七十四号 定時制高等學校に關する請願書
- 文化委員会
- 第六号 雅明祭設定に關する請願書
- 厚生委員会
- 第八号 國立富山病院拡充に關する請願書

第二十四号 教員の恩給増額に關する請願書  
第三十九号 教員の恩給増額に關する請願書  
労働委員会  
第五号 遊撃車労働者の暫定基準賃金の改訂等に關する請願書  
第二十二号 労働基準法改正に關する請願書  
農林委員会  
第十号 伊賀市の農地の一部を自作農創設特別措置法の除外区とすることに關する請願書  
第十六号 米麦のとう精に關する請願書  
第二十五号 旧金沢山御地地拂下げに關する請願書  
第二十七号 新安積疏水開発費國庫補助増額に關する請願書  
第四十号 薪炭配給統制規則並びに統制額の廃止に關する請願書  
第四十八号 東北國有林の地方移讓に關する請願書  
第四十九号 東北單作地帯生産米の價格引上げに關する請願書  
第五十号 水害農家に対し飯米四合配給実施並びに政府米貸下げに關する請願書  
第五十七号 養鶏飼料増配に關する請願書  
第六十二号 新川沿岸の大規模農業水利改良事業施行に關する請願書  
第六十三号 燃料の緊急確保に關する請願書  
第七十一号 大山村開墾事業計画中止に關する請願書

- 第七十五号 甘しよ、馬路しよ、養蚕の單作農家飯用保有量に關する請願書
- 水産委員会
- 第二号 四谷漁港完成促進に關する請願書
- 第二十号 雄武村漁港新設に關する請願書
- 第三十号 豊田漁港修築に關する請願書
- 第四十六号 香濱漁港築設に關する請願書
- 第六十号 手打漁港築港に關する請願書
- 商業委員会
- 第七号 中小商業振興に關する請願書
- 第二十六号 中小商業振興に關する請願書
- 第六十五号 仙台市に東北証券取引所の設置を促進することに關する請願書
- 鉱工業委員会
- 第六十七号 八幡製鉄所薄板工場設置を案南市駒西製鉄所に移轉することに關する請願書
- 第三号 永井川信号所を停車場に変更することに關する請願書
- 第十五号 岩内、黒松内兩駅間に鐵道を敷設することに關する請願書
- 第十七号 矢島鐵道株式会社の損害賠償請求に關する請願書
- 第二十一号 興浜南線を雄武村宇幌内まで延長することに關する請願書
- 第二十八号 福島、飯坂温泉間並

びに福島、宮下間に國營自動車運送開始に關する請願書  
第二十九号 平市、小名浜町間に國營自動車の運送開始に關する請願書  
第三十二号 小川郷、川前兩駅間に停車場を設置することに關する請願書  
第三十五号 河瀬、彦根兩駅間に停車場を設置することに關する請願書  
第三十六号 小樽市手宮貯炭場開放に關する請願書  
第四十一号 鹿兒島市山上町廣木に停車場を設置することに關する請願書  
第六十九号 五百川信号場を停車場に変更することに關する請願書

- 通信委員会
- 第三十一号 小野新町駅前郵便取扱所新設に關する請願書
- 第三十三号 郡山郵便局倉川地及び建物買上げに關する請願書
- 第六十八号 東京、郡山間直通電信回線設置復活に關する請願書
- 第七十六号 郡山、福島兩市間の電話即時通話制度実施に關する請願書
- 財政及び金融委員会
- 第一号 野澤町外八ヶ村組合を多方稅務警管下に管轄を変更に關する請願書
- 第十八号 靜岡地方專賣局設置に關する請願書
- 第三十八号 元鹿兒島縣指宿海軍航空隊跡川水道拂下げに關する請願書
- 第六十一号 新潟縣三條市の所得

裁減に関する請願書  
決算委員会

第九号 建設省設置に関する請願書  
在外同胞引揚問題に関する特別委員会

第四十七号 在外同胞引揚促進に  
関する請願書

同日第一回文書表記載の陳情書を左の  
委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会  
第七号 料理飲食営業の再開に  
関する陳情書(二件)

国土計画委員会  
第五号 そう合土木事業計画実施  
に関する陳情書

第十二号 福島外四縣の重要道路  
の改良整備に関する陳情書

司法委員会  
第四号 東京高等裁判所長野支部  
設置に関する陳情書

文教委員会  
第八号 六・三制完全実施のため  
予算削減反対に関する陳情書

文化委員会  
第十四号 観光事業のそう合的中  
央機関設置に関する陳情書

第十五号 観光政策の確立に  
関する陳情書

厚生委員会  
第十号 生活協同組合法制定に  
関する陳情書

労働委員会  
第十七号 寒冷地給の支給に  
関する陳情書

農林委員会  
第一号 燃料危機突破対策に  
関する陳情書

第三号 農業災害補償法に  
関する陳情書  
商業委員会  
第十六号 中小工業の輸出振興に  
関する陳情書

電気委員会  
第二号 電力増強に関する陳情書  
第十一号 只見川水系水力発電  
開発に関する陳情書

第十九号 中小自家発電事業の開  
発に関する陳情書

運輸及び交通委員会  
第十三号 野岩羽、只見線の建設  
促進に関する陳情書

財政及び金融委員会  
第九号 吾野村森林組合第二封鎖  
預金運用に関する陳情書

決算委員会  
第六号 林野行政と砂防行政の一  
元化に関する陳情書

在外同胞引揚問題に関する特別委員  
会  
第十八号 在外同胞引揚促進に  
関する陳情書

去る十七日内閣から左の答弁書を受領  
した。

参議院議員小川友三君提出青酸加里  
取締強化に関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君提出教職員適  
格審査についての質問に対する答弁書

一昨十九日議長は、予備審査のため  
左の議員提出案を参議院に送付した。

人身保護法案(伊藤修君発議)  
同日第二回文書表記載の請願書を左の  
委員会に付託した。

国土計画委員会  
第八十三号 茨城縣の災害復旧費  
国庫補助に関する請願書

第八十七号 唐津港修築に  
関する請願書

第九十九号 西部瀬戸内海を国立  
公園に指定することに関する請  
願書

第一号 三田尻港修築促進並び  
に佐波川改修工事促進に関する  
請願書

第二号 島田川上流改修工事促  
進に関する請願書

第三号 福道島池鹿野線の改修  
に関する請願書

第七号 鹿野港修築に関する請  
願書

第九号 四日市港修築に関する  
請願書

第十号 渡良瀬、思所川の築堤  
工事に関する請願書

第十六号 呼子港修築に関する  
請願書

文教委員会  
第八十四号 国立茨城そう合大学  
設立に関する請願書

第八十八号 定時制高等学校教員等  
に関する請願書

第九十二号 小学校の必要科目  
に書道を復活することに関する  
請願書

文化委員会  
第八十号 映画産業の取扱案種別  
引上げに関する請願書

第八十一号 国立長崎博物館建設  
に関する請願書

厚生委員会  
第七十八号 青少年禁酒法制定に  
関する請願書

第八十八号 津南行爲を存続する  
ことに関する請願書

第九十三号 看護服並びに予防衣  
の特別配給に関する請願書

農林委員会  
第八十二号 小倉市竹根干拓事業  
に関する請願書

第八十五号 北海道における土功  
組合の更生に関する請願書

第八十六号 幾春別川水利事業実  
施に関する請願書

第九十二号 森林整備に関する請  
願書

第九十八号 トウワル沼の干拓促  
進に関する請願書

第六号 島根縣の風水害科地復  
旧費国庫補助に関する請願書

第十一号 和歌山縣のかん害恒  
久対策費国庫補助に関する請願  
書

第十二号 乳児用乳製品の適正  
配給に関する請願書

第十四号 奈良縣のかん害恒久  
対策費国庫補助に関する請願書

第十五号 滋賀縣のかん害恒久  
対策費国庫補助に関する請願書

第十七号 岐阜縣のかん害恒久  
対策費国庫補助に関する請願書

第十八号 岐阜縣のかん害恒久  
保に関する請願書

第二十三号 大阪府のかん害恒  
久対策費国庫補助に関する請願  
書

水産委員会  
第七十九号 加波漁港第二期修築  
工事促進に関する請願書

第九十七号 知床半島漁港建設に  
関する請願書

第五号 鹿部村小漁港修築に  
関する請願書

第二十一号 川尻漁港修築に  
関する請願書

電気委員会  
第四号 電力危機突破に関する  
請願書

運輸及び交通委員会  
第八十八号 千葉、木更津兩駅間  
電化促進に関する請願書

第九十号 小波渡信号所を停車場  
に変更することに関する請願書

第九十四号 郡山、白石兩駅間鉄  
道電化促進に関する請願書

通信委員会  
第九十三号 郡山電信局設置に  
関する請願書

第九十五号 郡山鉄道郵便局設置  
に関する請願書

第九十六号 郡山電話分室を電話  
局に昇格することに関する請願書

第七十七号 実用させるに免脱点  
を設けようとする請願書

第九十一号 海産物移入に要する  
金融措置変更に関する請願書

第九号 旧光海軍工廠用地の拂下  
げに関する請願書

第二十号 中小工業者の更  
正所得税制刷新に関する請願  
書

決算委員会  
第九十九号 金沢商工局設置に  
関する請願書

同日第二回文書表記載の陳情書を左の  
委員会に付託した。

外務委員会  
第二十二号 平和会議に関する陳  
情書

治安及び地方制度委員会  
第三十号 地方財政確立に関する  
陳情書

第五十四号 地方財政制度の改正  
に関する陳情書  
第二十号 群馬縣下の水害復旧費  
國庫補助に関する陳情書  
第三十四号 東北及び北海道地方  
の道路、港湾等の修繕に関する  
陳情書  
第三十八号 特別災害都市及び職  
災都市復興に関する陳情書  
第三十九号 土岐川流域の砂防工  
事費増額に関する陳情書  
第四十一号 新潟港附近海岸決壊  
防止対策に関する陳情書  
第四十六号 吳市の砂防工事施行  
に関する陳情書  
第四十八号 蕨原えん堤築設促進  
に関する陳情書  
第五十号 五島を國立公園に指定  
することに關する陳情書  
文教委員会  
第三十六号 六・三教育制度經費  
の全額國庫負担に關する陳  
情書  
第五十五号 地方教育委員会の組  
織及び運営に關する陳情書  
文化委員会  
第二十九号 大すもり本場所に國  
技館を借用することに關する陳  
情書  
第三十五号 觀光國策の確立に關  
する陳情書  
第六十号 觀光事業のそり合的中  
央機關設置に關する陳情書  
厚生委員会  
第二十五号 國民健康保險制度適  
正化に關する陳情書

第四十九号 教職員之恩給増額に  
關する陳情書  
第五十一号 五大都市の庶民住宅  
復興に關する陳情書  
第五十六号 大阪府下の住宅対策  
に關する陳情書  
第五十七号 民生委員制度改正に  
關する陳情書  
労働委員会  
第二十三号 教員待遇改善に關す  
る陳情書  
第五十九号 國家公務員給與臨  
時措置法案反対に關する陳情  
書  
農林委員会  
第三十三号 食糧及び薪炭の適正  
價格決定に關する陳情書  
第四十三号 農地利用の炭鉱勞務  
者住宅建設用地確保に關する陳  
情書  
第四十四号 油桐の統制撤廃に關  
する陳情書  
第四十五号 不耕地主の飯米に關  
する陳情書  
第五十二号 農業技術者指導農場  
整備に關する陳情書  
水産委員会  
第五十八号 魚價改正その他漁業  
対策に關する陳情書  
商業委員会  
第二十四号 蚊や類の統制撤廃に  
關する陳情書  
鉱工業委員会  
第四十二号 國立亞炭化学工業研  
究所を山形縣新庄町に設置する  
ことに關する陳情書  
第四十七号 中小企業対策に關す  
る陳情書

電氣委員会  
第三十二号 電力危機突破に關す  
る陳情書  
運輸及び交通委員会  
第二十一号 旭川、釧路両市間の  
直通列車運輸開始に關する陳情  
書  
第四十号 國有鉄道運輸の合理化  
に關する陳情書  
第五十三号 野村町、中筋村間國  
營自動車運輸延長に關する陳  
情書  
通信委員会  
第二十七号 無集配特定郵便局設  
置に關する陳情書  
財政及び金融委員会  
第二十六号 入場税を職災都市に  
委譲することに關する陳情書  
第二十八号 大すもり本場所の入  
場税撤廃に關する陳情書  
第三十七号 町村財政確立のため  
の國庫補助等に關する陳情書  
決算委員会  
第三十一号 中央出先機關の整理  
統合に關する陳情書

査の結果を更めて回答する旨を約束  
された次第である。然るに爾來二ヶ  
月を経過した今日未だ何等の回答の  
ないことは遺憾と云わねばならぬ。  
よつて速かに調査の結果を回答され  
たく、重ねて回答せらるべき点を列  
記して質問する。  
一、勸業債券で外地に割当てたもの  
は何れ位あるか。  
二、在外同胞が外地に於て本國の生  
命保險会社と契約した分は何れ位  
あるか、全生命保險会社の分をと  
りまとめて回答されたい。

となつて居る。この間の減少  
件數 三八六、五三六  
金額 一、七五六、五五七千円  
は保險事故の発生等により処理せ  
られたるものである。  
右の保險金額の現價(責任準備  
金)は、約六億円であり、これに  
ついて、保險会社が不当に利益を  
得ることはない。

内閣參事第一号  
昭和二十三年二月三日  
内閣總理大臣 片山 哲  
參議院議長松平恒雄殿  
參議院議員北條秀一君提出在外同胞  
の所持せる勸業債券及び生命保險  
に關する質問に対し、別紙答弁書を添  
付する。

參議院議員北條秀一君提出在外同  
胞の所持せる勸業債券及び生命保  
險に關する質問に対する答弁書  
一、勸業債券發行高中外地で募集し  
た金額は、五三、五四九千円である。  
なお、その内訳は、台灣五一、七一  
千円、沖繩一、八一九千円である。  
二、金融機關無整理應急措置法に於け  
る指定時たる昭和二十一年八月十  
日現在に於て判明せる外地契約總  
額は

件數 一、五九三、一六三  
金額 七、七六九、三九三千円  
である。また昭和二十二年十月三  
十一日現在では  
件數 一、二〇六、六二七  
金額 六、〇一二、八三六千円

一、住宅対策は科学的基礎の上に立  
てられるべきである。経済実相報  
告書は單なる推定によつて居るの  
であつて、十分信頼するに足りな  
い。従つて昭和二十三年度には調  
査資料に基いて適確なる対策を立  
てるべきである。従つて先ず全國  
の住宅調査が必要であるが、政府  
にその準備があるか何うか。準備  
があるとなせば何日頃何んな方法で  
何れ位の經費を以て実施する考え  
であるか。

二、昭和二十三年度の予算には住宅  
建設費又は補助費として何れ位を  
計上し得ると考へているのか。

件數 一、二〇六、六二七  
金額 六、〇一二、八三六千円

二、昭和二十三年度の予算には住宅  
建設費又は補助費として何れ位を  
計上し得ると考へているのか。

件數 一、二〇六、六二七  
金額 六、〇一二、八三六千円

二、昭和二十三年度の予算には住宅  
建設費又は補助費として何れ位を  
計上し得ると考へているのか。

件數 一、二〇六、六二七  
金額 六、〇一二、八三六千円

二、昭和二十三年度の予算には住宅  
建設費又は補助費として何れ位を  
計上し得ると考へているのか。

件數 一、二〇六、六二七  
金額 六、〇一二、八三六千円

二、昭和二十三年度の予算には住宅  
建設費又は補助費として何れ位を  
計上し得ると考へているのか。

件數 一、二〇六、六二七  
金額 六、〇一二、八三六千円

二、昭和二十三年度の予算には住宅  
建設費又は補助費として何れ位を  
計上し得ると考へているのか。

件數 一、二〇六、六二七  
金額 六、〇一二、八三六千円

二、昭和二十三年度の予算には住宅  
建設費又は補助費として何れ位を  
計上し得ると考へているのか。

内閣参事第一三三

昭和二十三年二月三日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員北條秀一君提出住宅建設  
についての質問に対し、別紙答弁書  
を送付する。

参議院議員北條秀一君提出住宅建設  
設についての質問に対する答弁書  
一、住宅対策を行う上において敗戦  
後の住生活の実態を把握すること  
が如何に緊要であり、そのため全  
國的な住宅調査が必要であること  
は誠に御注意の通りである。その  
意味においては政府は昭和二十三  
年度において住宅不足の持に著し  
いと認められる主要都市につい  
て、居住密度過高生活等の不良住宅  
の状況、及び建物の利用程度等  
について調査を実施したいと考  
えて、目下準備中である。経費その  
他具体的計画は未だ明年度予算の  
決定を見ないので申上げるところ  
にまで至っていない次第である。  
二、昭和二十三年度においては十  
戸程度の庶民住宅を建設したいと  
考えているがこれに要する補助費  
は従来通りの率では建設費の値上  
りその他より見て到底事業の遂行  
は困難であると思われ明年度にお  
いては國の援助の程度を相当大幅  
に引上げる必要があると認められ  
るが未だ明年度予算が決定しない  
ので具体的な点についてはお答え  
致し兼ねる。

官廳労働組合に関する質問主意書  
右の質問主意書を國會法第七十四條  
によつて提出する。

昭和二十三年一月二十六日

北條 秀一

参議院議長 松平恒雄殿

官廳労働組合に関する質問主意書

現内閣が、民主革命の完遂による  
平和文化國家建設が労働者農民諸君  
の双肩にかかつているとする事は  
正しい。そのためには労働組合の正  
しい発達を望まねばならぬ。しか  
るに官廳労働組合の現状は次の点  
において正しいとは考えられないので、  
これについて回答されたい。

一、官廳労働組合の組合事務を担当  
する職員は給與を國費支弁として  
いることは、組合を正しく發展せ  
しめる所以ではない。これについ  
ての政府の所見如何。

このことが如何なる事情によつ  
て行われたのか(労働組合の要求  
によつて行われたとすれば、その  
要求の内容及びこの方針が何日決  
定されたのか)

二、官廳労働組合の組合事務を担当  
する職員は何人位あるのか政府は  
調査しているか。調査している  
とせばその結果を具体的に示され  
たい。若し調査していないとせば至  
急調査されたい。

三、右調査の結果國費支弁額は何れ  
位になつてゐるか。

四、官廳労働組合の事務を担当  
する職員は給與を國費支弁とする  
ことは、憲法第八十九條に反する  
と思ふが政府の見解如何。

内閣参事第一二二  
昭和二十三年二月三日  
内閣総理大臣 片山 哲  
参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員北條秀一君提出官廳労働  
組合に関する質問に対し、別紙答弁  
書を送付する。

参議院議員北條秀一君提出官廳労働  
組合に関する質問に対する答弁  
書

第一、官廳労働組合の組合事務に  
専従する者に対しその給與を國費支  
弁とすることが労働組合を健全に発  
達させる所以でないことについては、  
御趣旨は尤もと思ふ。本来から申  
せば、労働組合運動の大道として組合  
事務に専従する者は労働組合の負担  
においてこれを償用すべきものであ  
つて、政府においても夙にこのよう  
な基本的観念を以て事に臨んでい  
る次第であるが、現内閣成立前から官  
廳労働組合の労働協約等において官  
廳職員たる組合員をそのままにわ  
ゆる組合事務専従者として認めてお  
るものが甚だ多い実情にあるために、  
これを一律に全廃することは實際上  
困難且不適当な状況にあるので、政  
府としては、労働組合側の自覚を促  
すことに努めると共に過渡的暫定措  
置として例外的にいわゆる組合事務  
専従者として若干名を認めるが而も  
その員数を漸減する方針を採つてい  
る次第である。従つて労働協約の更  
新又は改訂の如き場合に當つては、  
政府側よりその員数の縮減方の申入  
を行つておるわけである。

右に申し述べた通り、このよう  
ないわゆる専従者を認めることになつ  
たのは、何分にも現内閣成立前  
のことに属し、その間の事情を詳かにしな  
いが今日までに承知しておるところ  
では、労働組合員の労働能率増進の

ためといふことで、労働組合側の要  
求があつたからではないかと思われ  
る。現に昭和二十一年八月三十日農  
林大臣と農林省職員労働組合委員長  
との間に締結された労働協約による  
と、その第九項には「農林大臣は組  
合員の労働能率増進の爲組合事務に  
専ら従事する組合員若干名を限度と  
して認める旨を規定しており、こ  
の頃からいわゆる専従者を認めるこ  
とになつたものと思われる。なお、右  
の若干名といふのは別途覚書により  
組合員二百名に対し一名の割合と定  
めているが、例えば、昭和二十二年  
二月二十一日に締結された國鉄労働  
協約の方では、組合員五百名につき一  
名とし、そのほかに五百名を別に認  
めることとしてゐるような次第で、  
いわゆる専従者の員数は各省労働組  
合によつてその割合が異なる。

第二、政府は過般來國費を支給し  
てゐる職員でいわゆる組合事務専従  
者と考えられるもの調査をいたし  
てゐる。そして、この調査が全國的  
の庶般なものである關係上一部にお  
いて調査未了のものもあるが今日まで  
に判明しておるところを申し上げ  
ると、昭和二十二年十一月一日現  
在におけるこれらの員数は、総理  
廳内及び各省部内を併せ大抵五千  
六百名見当である。その内訳を各省  
部内別に見ると、総理廳九、外務省  
三、(陸軍軍要員労働組合の關係を  
除く)文部省四、(日本教職員組合閉  
係を除く)厚生省二十三、運輸省千  
六百五十五、通信省三千五百五十四、  
農林省百八、大藏省六百十七、商工  
省二十五、内務省十五、となつてい

る。尤もこの数字は前にも申し述べ  
た通り余剰として調査完了のもので  
はないので、この点御諒承を願ひた  
い。なお、今後努めて正確を期した  
い。

第三、先に申し述べたいいわゆる専  
従者と考えられる者の員数を前  
提として、これに対する給料として  
の國費支弁額は、今日までに判明し  
ておるところでは、昭和二十二年十  
一月の一箇月分について計上する  
と、大抵千二百六万円見当にな  
る。

第四、憲法第八十九條は、公金そ  
の他の公の財産は、宗教上の組織若  
しくは團體の使用に便宜若しくは維持  
のため、又は公の支配に属しない慈  
善、教育若しくは博愛の事業に對し、  
これを支出し、又はその利用に供し  
てはならない」と規定してゐる。然  
るに労働組合は労働組合法第二條に  
明かな如く労働者が主体となつて自  
主的に労働條件の維持改善その他経  
済的地位の向上を図ることを主たる  
目的として組織する団体であつて、  
國費支弁を受けている職員のかかる  
団体の事務従事を認めてゐるに過ぎ  
ないのであつて、この關係は憲法第  
八十九條の規定とは全然關係のない  
ものと考へてゐる。然し乍ら、政府  
としては、官廳労働組合の御用組合  
化を防止しその健全なる發展を期す  
る観点から、先にも申し述べた通り、  
官廳労働組合のいわゆる専従者に対  
する給與を國費支弁とすることを極  
力止めたいという方針で臨んでお  
ることを重ねて申し上げる。

乳牛牧場國營に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四條  
によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

乳牛牧場國營に関する質問主意書

一、牛乳不足が今回の某産院事件を  
発生したのである。牛乳さえ、充分  
あれば乳児は充分に育成されたの  
である。一ヶ年間三十五万石前後  
の牛乳不足が乳児を、かくの如く  
憐愍たる死へと送り込む原因であ  
る。政府は棄子院を作ると言いが  
牛乳無くて棄子院をのみ作つても  
何を食せしむる考えか所見を問  
う。棄子院よりも先に必要なる  
は牛乳である。牛乳さえ充分容易  
に大衆が入手出来れば一の棄子も  
ないのである。

牛乳は乳児の主食である。農林  
省が本当の心掛さえあれば三十五  
万石の牛乳不足は終戦後二ヶ年半  
の今日、充分補提出出来たのであ  
る。某産院の外に大、小の産こそ  
あれ沢山の乳児が、あの運命にな  
つておるはずで考えても氣の毒で  
ある。

三十五万石の牛乳不足は僅かに  
三万頭の乳牛の増加により補給し  
得るのであり飼料は充分國內に有  
る。

百千の議論より牛乳増産の実行  
以外に乳児救済の方法はないが、  
政府の所見を問う。  
右質問に対し御答弁を要求する。

内閣参事第一八号

昭和二十三年一月六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出乳牛牧場  
國營に関する質問に対し、別紙答弁  
書を添付する。

参議院議員小川友三君提出乳牛牧  
場國營に関する質問に対する答弁書

質問の御主旨の如く現今の牛乳  
不足は眞に國民災義上、ことに乳幼  
児にとつては極めて憂慮すべき状態  
にあるので、政府においても牛乳増  
産の急務であることを痛感し、乳牛  
の飼料並びに生産資材の確保をはか  
り、又牛乳供出に対する報奨制度を  
設ける等極力現有資源の活用を努力  
しているが、食糧事情の急迫により  
配給飼料の確保は勿論、飼料作物の  
栽培も亦甚難困難な実情にあつて、  
牛乳の生産確保上遺憾の状態を示し  
ている。しかしして牛乳生産の重要な  
要素である乳牛増産に關しては、さ  
し當つて戦前の保有頭数までは迅速  
に恢復すべく、且下主務局において  
他の家畜と共に増産計画を立案中で  
あつて、これに關連して國において  
も昨年來從來主に種馬牧場であつた  
國營の種畜牧場の内、十一ヶ所にお  
いて新たに乳牛を繁殖し、乳牛の改良  
増産の基礎となる原種牛を生産し、  
民間に配布することとし、各種畜牧  
場とも施設の轉換整備に努めている  
次第である。

國家公務員に対する配給に關する  
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條  
によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

國家公務員に対する配給に關する  
質問主意書

一、國家公務員に關し労相は百方努  
力されておるが、不公平なる取扱  
いがあるが訂正し救助すべきであ  
る。

鐵道の機關庫の公務員は作業着  
を配給するが、これ以上に必要な  
る列車内の荷あつかひ者は各駅々  
にて重量の荷物を前身をスリヘラ  
シて作業しておる。キタナイ荷物  
を取扱う一日に数十回の駅にて  
数千箇の荷物を扱い、服はポロポ  
ロで私服又は官服で氣の毒なる民  
族の代表的存在であるが、この人  
人に社會黨首班内閣は特に氣を附  
けて配給に作業着を送るべきであ  
るが、政府の所見を問う。  
右質問に対し速かなる答弁を要求  
する。

内閣参事第一七号  
昭和二十三年二月六日  
内閣総理大臣 片山 哲  
参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出國家公務  
員に対する配給に關する質問に対  
し、別紙答弁書を添付する。  
参議院議員小川友三君提出國家公  
務員に対する配給に關する質問に  
對する答弁書

國有鉄道現場従事員に対しては被  
服類貸與規定に基づいて接客方面従  
事員には制服を、その他の従事員に  
は作業衣を貸與しており、その着数  
及び貸與年限は作業の繁閑に應じて  
定めてある。列車荷扱手には制服の  
他作業の特殊性に應じて荷扱用前掛  
を貸與する等の措置を講じている。

この点で被服貸與については機關區  
従事員、列車荷扱手等均衡がとれて  
いるものと考えらる。

唯機織資源逼迫の折、被服類の貸  
與年限は極度に延長されているため  
に被服の損耗も激しくなつておるが  
この点は機織事情の好轉と視み合せ  
て善処したい。

なお、國家公務員に対する配給に  
關しては今後共遺憾のないよう努力  
したい。

都市農村配給差に關する質問主意  
書  
右の質問主意書を国会法第七十四條  
によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日  
小川 友三  
参議院議長松平恒雄殿

都市農村配給差に關する質問主意  
書

一、眞の政治は公平が中心である。  
然るに戦災者數百万人は今尚、農  
村に疎開しておるが、魚類の配  
給は二ヶ年間に一度もない、な  
んという都市に比して不公平であ  
るか、新憲法は差別待遇を禁じて  
おるのに何故に都市にのみ魚類を  
配給し農村に配給しないか政府の  
所見を問う。

二、野菜にしても然りである。統制  
の強化で農村に疎開しておる種開  
民に全く配給がないのは二ヶ年に  
及んでおるが、農村の疎開者に限  
り購買で生活せよというのか、  
政府の所見のこれが解決の政策を  
問う。

右質問に対し答弁を要求する。  
内閣参事第一六号  
昭和二十三年二月六日  
内閣総理大臣 片山 哲  
参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出都市農  
村配給差に關する質問に対する答  
弁書を添付する。

一、魚類  
配給基準は勿論全國均一にな  
るようにはしたいのであるが  
イ 生産が戦前の六割程度であ  
る事  
ロ 消費地域及び炭山方面は  
他地方に比し食生活が困難で  
あり食生活の不安がもたらす  
影響が特に大である事  
ハ 出荷に対する資材及包装物  
費に一定の限度がある事  
等により已むを得ず大都市、海  
無縣、炭山方面及び生産縣でも他  
縣よりの入荷に依存しなければな  
らない府縣に対して重点的に出荷  
を促進している事情である。  
尚現在一般地方に対しても特に  
事情がある地方に対しては臨機出  
荷処置している。又他地方に対し

参議院議員小川友三君提出都市農  
村配給差に關する質問に対する答  
弁書を添付する。

ても資材及生産の許す限り出荷を促進したく考慮している。

二、野菜の統制については現在臨時物資供給調整法にもとずき蔬菜及び漬物配給規則によつて実施しているものであるが本規則の下で購入通帳制により厳格なる配給制を実施しているのは農林大臣の指定した八大消費地域と都道府県知事の指定した主要中小都市であつてそれ以外の地域は生産地との関係上消費者の購入については價格の統制以外自由となつていゝのであつて現在のところ主食の如く各都府縣の全地域にわたり配給統制を実施することは野菜の特性上不可能と考へてゐる。

所得税課税方針不当に関する質問  
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日  
小川 友三

参議院議長松平恒雄殿  
所得税課税方針不当に関する質問  
主意書

一、昭和二十二年度の所得税の課税の高率は実に驚くべき無課税の叫びで全國民はふるい上つておる、今日の關生活により生活費は死的最後の糧を守る爲上昇に次ぐ上昇である、所得は竹の子生活により、有るべきものが少ない、然らばこそ各地の税務署に對し國民は毎日必死の陣中である、不当なる課税の人々だけには對しては訂

正すべきが善政あり、民主政治の本体であるが、政府の所見を問う。

一、只今決定中の十三種目の業者の全國總決定額は何百億圓であるか発表を要求する。

一、政府は不当課税により國民を死滅せしむる考へか生かす考へか所見を問う。

右質問に對し答弁を要求する。

内閣参事第一五号  
昭和二十三年二月六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出所得税課税方針不当に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出所得税課税方針不当に関する質問に對する答弁書

一、昭和二十二年度の所得税の課税は、所得金額が名目的に相当多額に上るので税負担もまた近年になく相当多額になつてゐるのは、現下の財政事情を他諸般の情勢からみて已を得ないところであり、これが國民生活に相當の影響を與へてゐることは事實である。  
しかし國民をインフレの破局化より救ひ出し、國民生活の安定を図るには、まず健全財政の確立にまつところであり、これがため、この程度の所得税の負担は、耐乏生活によつて、明日を期待する國民各位には、立派に堪へて行けるものと確信してゐる。もとより所得税の負担は、あくまで適正公平

でなければならぬのであつて、税務当局においても十分注意してゐるところであるが、もし課税が税法に違反し不当であることが、明らかになつた場合には、現に遡滞なく、これを訂正してゐる。

二、所得税の予定申告に對する更正決定は、全國にわたり營業所得についてこれを行つてゐるのであるが、調査の都合上一部の地方に限り特定の十三種目につき、まず更正決定の通知を行つたものである。その課税総額は、目下報告取極め中等である。

三、政府は國民をインフレの破局化より救うため、健全財政の確立に努力してゐる次第であつて、この際この程度の所得税の収入を確保することは必要であり、且つ、國民負担として堪へ得る限度を超えてゐるものとは認めない。即ち現在の課税は國の再建のため必要なものであつて、國民を死滅せしめるものでは絶対にないと思ふ。

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日  
小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

塩配給に関する質問主意書

一、國內の塩の製産は四方海國日本のため、昨今非常に増産になつており、この大部分が關賣り行商人により農家を訪問し、米と交換してすでに一ヶ年に及んでおり、農家も目下は塩の大ほうり点に達

しておる。一般大衆への現在の塩の配給量を増大する時代が來た、政府は塩の關賣りを中止せしめ、配給用に全力を盡すべきであるが所見を問う。

一、塩の製産者の大部分は目下ストツクに苦しんでおる状態であるが、政府の所見を問う。

伊豆半島下賀茂地域だけでも何千俵のストツクがあるが、全國平均すると相當の巨額になるが如何。右質問に對し御答弁を要求する。

内閣参事第一九号  
昭和二十三年二月六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出塩配給に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出塩配給に関する質問に對する答弁書

(イ) 塩には所謂官塩と自給製塩とがある。官塩とは輸入塩の全部と國內専業製塩者より政府が收購した塩で、これは一般の塩の販賣業者を通じて、國民に配給される。自給製塩とは競争中より終戦直後にかけて、外國塩の輸入が激減ないし、村絶し塩が極度に逼迫した際、民生安定のため、塩專賣法を改正して認められたものであり、(但しこの一部優秀なものは昨年二月六日専業製塩に切替へた)これは官塩ではない。但しその処分については專賣局の承認の下に可及的公平な分配を指導してゐる。  
國內生産事情を見るに、専業製

塩設備の生産能力は現在約九十万屯に達するが、石炭、電力事情から二十二年度の生産見込は僅かに十数万屯に過ぎず、製塩者とその従業員は困窮を極めてゐる。一方群小の自給製塩については電氣製塩によるものは大体専業製塩業者と同じ立場におかれてゐるが、その他は塩不足を反映して薪その他代用燃料を入手し相當に生産しているものと思はれるが、この内に間に流れるものがあるものであり遺憾に耐えない。政府としては塩が生活必需品であるにも拘らず政府より配給する所謂官塩のみでは、國民の健康ないし食生活を保持することが出來ぬ点を考慮し塩の關については悪質で大口のもの以外は比較的寛大の措置をとつて來たのであるが、最近塩の輸入事情が漸次好轉し、全体の需給関係も改善されつつあるので、流通秩序確立の見地より關の取締に一段と強力な手を打つ覚悟である。塩の需給関係は前述のように改善されつつあるが官塩では工業用は勿論、味噌、醬油、漬物、水産品等各方面にわたり、なほ需要量を充すには大部分の距離があり、従つて農家は一部自給製塩を入手したにして全体的に見てなお相當不足しているものと思はれる。

塩の關は一部自給製塩にあるが、官塩についてはその一般販賣業者が關取をしたことは幸いにして今迄一度も聞いたことがない。政府としては今後とも輸入について努力をするともに、石炭事

情の好轉もあり事情の許す限り國內生産にも努力し塩の配給量を増くして行きたい。

(ロ) 國內生産者は前述の如く一部の自給製塩者を除き大部分は手持塩が極めて少いと考えている。勿論專業製塩者の手持塩は当然全部政府で收納し、官塩として配給するものである。

古物商業人同志の取引に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

古物商人同志の取引に関する質問主意書

一、古物商人が竹の子生活の多い今日素人より買入れておるが其の店舗により賣れる品と賣れない品があるので古物商の免許のある人のみが、交換会を請いて交換する事が全国に行われておるが、縣によりこの交換会を許可制である所もあり届出制の縣もあるが届出制が良く正しいと信ずるが政府の所見を問う。

一、古物商同志の交換会は数人程度にてやる行爲にて許可制度は無益であると思ふが政府の所見を問う、許可制の際には許可の爲(ワ)イロ)を有形、無形取る爲にやつておる風聞が多く悪政の叫びが多いが如何。

右質問に対し答弁を要求する。

内閣参事第二号

昭和二十三年二月六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議員小川友三君提出古物商業人同志の取引に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出古物商業人同志の取引に関する質問に対する答弁書

一、古物商の交換会については、古物商取締法の規定の上においては、古物市場として認可制となつておりますので、これに依つて答ふことが正しいと思ふ。

二、数人程度の古物商の交換会であつても法令の趣旨、目的から認可を受けしむることが必要と考へる。

中古衣類の査定額決定後に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

中古衣類の査定額決定後に関する質問主意書

一、政府は昭和二十二年春より中古衣類の査定額を定めて査定証紙を賣つておるが何程の収益があつたか發表すべきである、その収益は竹の子生活者の頭をはねた金額である、収益多ければ多い程、悪収入のパロメーターであるが、所見を問う。

千差、万別の中古衣類を致拾種目で價額を定め竹の子生活者が安くしか賣れない様にする行爲たる中古衣類査定は、本年度より中止すべき善政を片山内閣は取るべきであるが所見を問う。

右質問に対し答弁を要求する。

内閣参事第二〇号

昭和二十三年二月六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議員小川友三君提出中古衣類の査定額決定後に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出中古衣類の査定額決定後に関する質問に対する答弁書

中古衣類千差万別であるため、その價格については是非とも價格査定を行う必要がある。

なお都道府縣價格査定委員会において査定を行うにあつては若干の経費を要するので、これを賄うに必要ない程度のものを都道府縣價格査定委員会規定の定めるところに従つて、手数料として徴収している次第であり、勿論収益は全然見えていない。

賣渡し私製証書と質権登記済地に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

賣渡し私製証書と質権登記済地に関する質問主意書

一、自分の所在する町村、農家に自作地の外の農地を事実上買いたるも戦中三町歩以上所有する場合登記が許されなかつたので私製証書にて事実上は買取り更に公式に質権の設定を登記済の農地が今回、農地法により一部農地委員の専断により買取り人の所有と認められぬが不当である、買取りを万人の認める農地を戦中の軍内閣の専断により登記が出来なかつたので終戦後の民主憲法はこれを当然認めるべきであるが政府の所見を問う、これを認めるに買取り人のものとすれば、保有農地がこの中に含まるのであるから明確なる答弁を求む。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第一四号

昭和二十三年二月六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出賣渡し私製証書と質権登記済地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出賣渡し私製証書と質権登記済地に関する質問に対する答弁書

賣渡し私製証書と質権登記済地に関する質問に対する答弁書

一、質買に関する農地の所有権移轉については、臨時農地等管理令第七條ノ二の規定により昭和十九年三月二十五日以後は、地方長官の許可を要することとなつたので、その許可書がない限り所有権移轉の登記をすることはできない。登記がない以上、買主自ら所有権取得の事実を主張すること

ができないのは当然である。

青森州取締強化に関する質問主意書

昭和二十三年一月二十八日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

青酸加里取締強化に関する質問主意書

一、最悪犯罪は青酸カリによる毒殺である。世界初まつて以来とも思われる某銀行の十数名毒殺事件も青酸加里だと当局は發表しておる。青酸カリを入手するに極めて容易である欠点が発見される。國民全体が恐れおののく毒殺事件に青酸カリが全關する処の鉄工場に普通の物品と同様に簡単に放置されておるので悪人がドンドン入手して、悪用しておるのである。これが犯罪の主因である。政府はこれ等鉄工場や鍛冶屋に極めて嚴重に保存せしむる事である。それが方法の徹底を期すべき政府の所見を問う。

二、重クロム酸カリの殺人性は青酸カリに次ぐものであるがこれが小学校の陳列棚に全頭各小学校におかれ何十万人も殺す量でありこれが貯蔵を更に嚴重にするか取上げるべきだが政府の所見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第二号

昭和二十三年二月十七日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

青酸加里取締強化に関する質問主意書

一、最悪犯罪は青酸カリによる毒殺である。世界初まつて以来とも思われる某銀行の十数名毒殺事件も青酸加里だと当局は發表しておる。青酸カリを入手するに極めて容易である欠点が発見される。國民全体が恐れおののく毒殺事件に青酸カリが全關する処の鉄工場に普通の物品と同様に簡単に放置されておるので悪人がドンドン入手して、悪用しておるのである。これが犯罪の主因である。政府はこれ等鉄工場や鍛冶屋に極めて嚴重に保存せしむる事である。それが方法の徹底を期すべき政府の所見を問う。



参議院議員小川友三君提出毒酸加里取締強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出毒酸加里取締強化に関する質問に対する答弁書

一、毒酸加里につきましては、毒物劇物営業取締法により、毒物として取り扱われ、その供給の根拠である製造業者、輸入業者及び販賣業者の所持している毒物劇物の貯蔵、保存、譲渡、手続等につき、厳重取り締られ、その正当な用途のみ供せられるよう処置いたしておりますが、これら毒物劇物は、化学工業の原料品として重要なもの多く、これ等化学工場内における取締方法如何は、化学工業の振興に影響を及ぼし、閣下もその取締に困難を來たしている状況であります。然しながら最近毒酸加里その他による不祥事件頻発する社会情勢に鑑みまして、一般工業に及ぼす影響をも充分考慮しつつこの種危険物の保管その他の取締強化につき、適切な処置を執る考えてあります。

なお、必要な法的措置につきましても種々研究中であります。

二、重クロム酸カリは小学校実験教育上必要であるからこれを今直ちに取上ぐるのは妥当でないと考えます。

毒酸及び劇物の保管については各小学校の校長、責任においてかきまぬべき立場に陳列又は貯蔵しているがこの際なお一層これが

勵行についての措置を請じ万遺憾なきを期したいと思ひます。

教職員適格審査についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月三十一日 北條 秀一

参議院議長松平恒雄殿

教職員適格審査についての質問主意書

査定された者が異議を申立てた場合に、中央審査委員会は、その異議に基づいて再審査を行つていますが、その審査方法は合理的でないと思われるので、次の点について政府の見解を知りたい。

一、異議申立てのあつた件について、これが再審査のために現在とられている方法は、適格審査室主事(兼中央審査委員会幹事)のみによつて再調査が行われている。そして主事の報告する資料によつて委員会は再審査を行つておられることであるが、これは余りにも簡便主義であつて、人の既往を判定し従つてその将来を決定するには合理的ではない。

このことは現在の主事の説明に基づいて批判したのであつて間違ではないと思ひますが、更めて現行の手続を詳述されたい。

二、前項の方法について、それが正しく且つ厳格なる再審査方法であるかと考へておられるのか。

三、再審査に當つて異議申立者を各

人の都合と各人の無負担によつて、その者を上京せしめ異議申立てを主事が聴取している。その上京費運輸は可なり丁重を極めてはいるが、上京後の事情聴取は粗雑であると思ひます。従つて現行のようなやり方は決して好ましくないもので、主事及委員が夫々各縣に出張して、その縣内の異議申立者及原査定者を集めて、慎重審査すべきであると思ひますか。

失職し収入の途のない異議申立者の負担を軽からしめるのみならず、再審査の実を挙げ得るものと思ひますか。

内閣参事第二三三号

昭和二十三年二月十七日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員北條秀一君提出教職員適格審査についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員北條秀一君提出教職員適格審査についての質問に対する答弁書

(一)、一、中央教職員適格審査委員会は文部大臣の設置にかかり、審査委員は教員代表六名、各界代表五名、教育職員代表四名、学識経験者五名及び文部次官で組織されている。

二、中央教職員適格審査委員会の審査方法は、昭和二十二年文部省訓令第四号「教職員適格審査をする委員会に関する規程」に基づいてつぎのように行つておられる。

1 同訓令第十三條により、審査委員会の審査は非公開とし原則

として書面審査を行い、昭和二十二年共同省令第一号施行規則別表第一に規定する十二項目にわたる審査規程に照らして委員が慎重審査の上、表決によつて適、不適を決定している。

2 同訓令第十四條により審査判定は審査委員の過半数で決定し若し可否同数のときは審査委員長の決定するところによる。表決は無記名投票によつておられる。

三、適格審査室は分課規程(別紙参照)に基づいて設置され、室長(文部次官)、参事(学校教育局長)及び主事等が置かれておられる。故に主事は審査事務を總括する地位にあつて單に事務処理をするに過ぎない。

審査は書面審査を原則とするから、再審査請求者が提出する如何なる審査の反証資料も受理すると共に、原審査委員会よりも審査経過を詳述した書類を提出させて、書面審査の完璧を期しているが、再審査請求者並びに関係証人が出頭して口頭陳述をすることも認められているし、又審査委員会の指示により、主事が再審査請求者の陳述を聴取する場合もあるが、これは審査の基礎的資料を整備するに過ぎない。

中央教職員適格審査委員会幹事四名中の一名として主事が委員会に列席するのは審査資料を提出する事であり、委員から資料関係につき質問があれば應答する。

審査は再審査請求者よりの審査の反証、原審よりの審査経過状況報告書と再審査請求者及び関係証人の口頭陳述書を各委員が検討の上、表決によつて適不適を決定している。

(二)、書面審査を原則とし、各委員が慎重審査の上、表決の方法を採つておられる現在の審査方法は、厳正公平に行われておられると考へる。

(三)、再審査請求者の身分については、再審査請求中は原則として変更なく、直轄学校は休職給、各縣は現職給を支給しているが、審査の永引く場合は休職給を支給しているから失職といふことはない。しかし遠隔な地方から再審査請求者が自費で上京される事は経済的負担が大である事は認められる。公職適否審査委員会なみの予算があればこの点も解決できると思ひます。

しかし審査は書面審査を原則とするから必ずしも再審査請求者が上京陳述する必要があるとは、且つ本人が必要と認めるときは審査資料として反証を追加提出ができる。

委員及び係官が現地調査の上、原審の委員や再審査請求者の意見を聴取したり、現地の実情を調査する事は、本案を具体的に把握されてよいが、経費と時間の点から現在十分とはいへないが実行している。即ち係官を出動させて原審の委員や再審査請求者の意見を聴取して、審査資料の作製に努力している。

なお、中央教職員適格審査委員会が一應審査した結果、原審査委員会の判定が、審査規程に該當しない單なる経歴のみで判定したと

か、又は資料不足、証拠不十分な審査判定とか、或は適川條文の誤りがあるとか、又適格審査の問題でなく、行政処分の問題と思われ

○副議長(松本治一郎君) これより本日の会議を開きます。この際新たに議席に著せられた議員を御紹介いたし

○副議長(松本治一郎君) 池田君を厚生委員に指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) お諮りいたしますことがございます。去る九日岩木哲夫君より理由を附して鉱工業委員兼任

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないとして橋上保君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 日程第一、内閣総理大臣に指名、これより内閣総理大臣に指名される者を定めるため、

○副議長(松本治一郎君) 投票漏れはございませんか。投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

○副議長(松本治一郎君) これより投票の結果を報告いたします。投票総数二百十八票、名刺の数もこれと符合いたしてあります。投票の過半数は百十

島津 忠彦君 中川 以良君  
 小野 哲君 伊達 三郎君  
 市馬 乙彦君 新谷 三郎君  
 米田 琢彦君 伊藤 一郎君  
 延井 伊介君 松村 貞一郎君  
 町村 敏實君 伊藤 保平君  
 飯田 精太郎君 寺尾 榊君  
 飯原 隆吉君 幸城 安次君  
 野田 俊作君 田村 文吉君  
 岡部 常君 種村 六郎君  
 青川 正一君 早川 慎一君  
 島村 宗敬君 北條 秀一君  
 徳川 西雄君 鎌田 逸郎君  
 矢野 西雄君 山本 勇造君  
 岡本 愛祐君 鈴木 直人君  
 田中 耕太郎君 玉置 吉之丞君  
 高橋 龍太郎君 東浦 庄治君  
 佐藤 尚武君 村上 義一君  
 楠見 義男君 河下 康磨君  
 山下 弘雄君 下條 彌八君  
 井上 なる君 山内 卓郎君  
 若本 月洲君 山崎 恒君  
 渡邊 常吉君 九鬼 紋十郎君  
 加藤 甚太郎君 北川 一男君  
 川村 松助君 浅岡 昌夫君  
 池田 宇右衛門君 堀 信夫君  
 荒井 一郎君 西川 基五郎君  
 山田 佐一君 大屋 晋三君  
 黒田 英雄君 中山 壽彦君  
 草葉 隆吉君 石坂 豊一君  
 紫田 政直君 大野 秀次郎君  
 津山 政三君 森田 豊彦君  
 小林 英三君 板谷 彌助君  
 黒川 武雄君 今泉 喜内君  
 松嶋 高作君 高橋 喜内君  
 一松 政二君 大岡 憲三君  
 小野 光平君 廣岡 憲三君  
 中川 光平君 廣岡 憲三君  
 西山 角七君 左藤 義隆君  
 平沼 清一君 水久 保雄君  
 平沼 太郎君 水久 保雄君  
 戸田 均君 水久 保雄君  
 戸田 均君 水久 保雄君

西郷 吉之助君 松井 道夫君  
 小杉 龍也君 川上 嘉君  
 米倉 龍四郎君 岩井 嘉平君  
 岡村 文四郎君 中村 正雄君  
 中村 正雄君 カニ 邦彦君  
 木村 信君 大野 幸一君  
 木村 信君 下條 恭兵衛君  
 山田 信男君 梅原 錦一君  
 山田 信男君 松下 松治郎君  
 丹羽 五郎君 赤松 常子君  
 金子 洋文君 藤井 新一君  
 三木 治朗君 大島 農夫君  
 田中 利勝君 木下 源吾君  
 門田 定藏君 原口 忠次郎君  
 波多野 登君 鈴木 憲一君  
 宇都宮 登君 小川 久義君  
 羽生 三七君 原 久義君  
 島 清君 三好 敏兄君  
 安部 定君 吉川 末次郎君  
 伊藤 修君 田中 信義君  
 天田 勝正君 植竹 春彦君  
 谷口 彌三郎君 岡田 喜久治君  
 石井 賢太郎君 小畑 哲夫君  
 石川 一衛君 平野 善治郎君  
 入交 太藏君 高橋 良助君  
 小杉 繁安君 田口 政五郎君  
 小松 勝三郎君 深川 タマエ君  
 紅林 みつ君 高良 とみ君  
 木内 キヤウ君 前之園 喜一郎君  
 門屋 盛一君 星 貞治君  
 竹中 七郎君 栗栖 勉夫君  
 川中 左エ門君 大島 定吉君  
 水橋 藤作君 岩崎 正三郎君  
 浅井 一郎君 岩崎 正三郎君  
 伊東 隆治君 岩崎 正三郎君  
 鈴木 清一君 岩崎 正三郎君  
 齋藤 武雄君 岩崎 正三郎君  
 佐々木 龍藏君 岩崎 正三郎君  
 森下 太郎君 岩崎 正三郎君  
 森下 太郎君 岩崎 正三郎君  
 塚本 重藏君 岩崎 正三郎君  
 中井 光次君 岩崎 正三郎君  
 堀内 辰郎君 岩崎 正三郎君  
 尾形 六郎兵衛君 岩崎 正三郎君  
 木橋 三郎君 岩崎 正三郎君  
 橋本 高右衛門君 岩崎 正三郎君  
 白票を投じた者の氏名次の通り。

西園寺公一君 川上 嘉君  
 無効票を投じた者の氏名次の通り。  
 岩間 正男君 星野 芳樹君  
 池田 恒雄君

○副議長(松本治一郎君) 尚内閣総理大臣を指名するには、重ねて過半数の賛成を要します。よつてこれより表決を行います。吉田茂君を内閣総理大臣に指名することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者〕  
 ○副議長(松本治一郎君) 過半数と認められます。(拍手)  
 (大野幸一君 異議ありと述べ)  
 (異議なし) 過半数に達せずと呼ぶ者あり。その他発言する者多し。  
 ○副議長(松本治一郎君) 本院規則第百三十七條には、出席議員の五分の一以上の賛成を要します。(異議なし)  
 (その通り) 異議ありと呼ぶ者あり  
 (大野幸一君の異議の申立に賛成の方の起立を求めます)  
 (起立者)  
 (五分の一以上) 成立せず、異議ありと呼ぶ者あり  
 ○副議長(松本治一郎君) 五分の一以上と認められます。よつて記名投票を行います。これより記名投票を行います。吉田茂君を内閣総理大臣に指名することに賛成の諸君は、議席に備えてあります白色の票を、御登壇の上御投票をお願いします。これより点呼を行います。もう一度、返して申上げます。吉田茂君を内閣総理大臣に指名することに賛成の諸君は、議席に備えてあります白色の票を、反対の諸君は青色の票を、反対の諸君は青色の票を上御投票をお願いします。これより点呼を行います。

〔宣言を取消せと呼ぶ者あり〕  
 ○副議長(松本治一郎君) 青色票を御登壇の上御投票願います。  
 (其言を取消せ) 早く読まんか  
 (読め) 早く投票を  
 (参事が氏名を点呼する)  
 (投票執行)

賛成者氏名(白票を投じた者) 次の通り

西田 天香君 小川 友三君  
 廣瀬 兵衛君 竹下 豊次君  
 赤木 正雄君 木下 辰雄君  
 佐伯 四郎君 高瀬 儀太郎君  
 宮城 善翁君 宿谷 榮一君  
 江原 寛君 久松 定武君  
 加賀 良君 島野 忠彦君  
 中川 以良君 小野 道夫君  
 新谷 三郎君 松井 道夫君  
 市来 乙彦君 伊達 三郎君  
 市来 乙彦君 伊藤 一郎君  
 坂井 伊介君 松村 貞一郎君  
 飯田 琢彦君 伊藤 保平君  
 町村 敏實君 伊藤 保平君  
 飯田 精太郎君 伊藤 保平君  
 梅原 隆吉君 伊藤 保平君  
 野田 俊作君 伊藤 保平君  
 岡部 常君 伊藤 保平君  
 青川 正一君 伊藤 保平君  
 島村 宗敬君 伊藤 保平君  
 徳川 西雄君 伊藤 保平君  
 矢野 西雄君 伊藤 保平君  
 岡本 愛祐君 伊藤 保平君  
 田中 耕太郎君 伊藤 保平君  
 高橋 龍太郎君 伊藤 保平君  
 佐藤 尚武君 伊藤 保平君  
 楠見 義男君 伊藤 保平君  
 山下 弘雄君 伊藤 保平君  
 井上 なる君 伊藤 保平君  
 若本 月洲君 伊藤 保平君  
 渡邊 常吉君 伊藤 保平君  
 加藤 甚太郎君 伊藤 保平君  
 川村 松助君 伊藤 保平君

反対者氏名(青票を投じた者) 次の通り

池田 宇右衛門君 西川 基五郎君  
 荒井 一郎君 大屋 晋三君  
 山田 佐一君 中山 壽彦君  
 黒田 英雄君 中山 壽彦君  
 草葉 隆吉君 石坂 豊一君  
 紫田 政直君 大野 秀次郎君  
 津山 政三君 森田 豊彦君  
 小林 英三君 板谷 彌助君  
 黒川 武雄君 今泉 喜内君  
 松嶋 高作君 高橋 喜内君  
 一松 政二君 廣岡 憲三君  
 小野 光平君 廣岡 憲三君  
 西山 角七君 左藤 義隆君  
 平沼 清一君 水久 保雄君  
 平沼 太郎君 水久 保雄君

